用語の解説

◆アスペルガー症候群

広い意味での「自閉症」の一つの類型で、自閉症の三つの特徴のうち、対人関係の障害と、パターン化した興味や活動-の二つの特徴を有し、コミュニケーションの目立った障害がない。

◆医療的ケア

医師の許可, 医師や看護師の指導支援体制の下, 本人や家族などが治療目的ではなく, 生活援助を目的として行うたんの吸引や経管栄養などの行為。

◆インクルーシブ

「包括的な・すべてを含んだ」の意。インクルーシブな社会とは、すべての障害のある人が国民から分け隔てられることなく、社会の一員として受け入れられ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障害の有無にかかわらず地域社会で共に自立した生活を営むことが確保された社会のこと。

◆オストメイト

ストーマを持つ人のこと。(「ストーマ | 参照。)

◆ガイドヘルパー

ホームヘルパーの一種で、視覚障害や全身性障害のある人等の外出時における移動の介護を専門的に行う介護員のこと。

◆学習障害

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

◆記憶障害

事故や病気の前に経験したことが思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態。

◆キャップハンディ体験

ハンディキャップを持った人の状況を擬似体験をすることで、ハンディキャップのある人の 置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。

◆キャリアパス

ある職位やある職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置移動のルート



のこと。キャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。

◆強度行動障害

知的障害児(者)が多動、自傷など生活環境への著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている症状のこと。

◆居宅介護

障害者自立支援法で定められたサービスの一つで、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を 行うもの。

◆グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

◆ケアホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介助等を行う。

◆ケアマネジメント

障害のある人の地域生活を支援するために、障害のある人の意向を踏まえて、障害のある人の幅広いニーズと、地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

◆言語聴覚士 (Speech therapist:ST)

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語 訓練その他の訓練、必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。摂食・嚥下の問題 にも専門的に対応する。

◆広汎性発達障害

自閉症,アスペルガー症候群のほか,レット障害,小児期崩壊性障害,特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

◆コミュニティサロン

通所して訓練を行うまでに障害が回復せず、自宅に閉じこもって社会参加に向けた訓練ができない状態の精神障害のある人のための、社会参加に向けた「つどいの場」。

◆サービス管理責任者

障害者自立支援法で、サービスの質の向上を図るために、施設等で障害福祉サービスを実施 する事業所に配置が義務付けられており、個々の利用者の状態把握や個別支援計画の作成等の



サービス提供プロセス全般に関して責任を担っている。

◆作業療法士 (Occupational therapist: OT)

身体又は精神に障害のある人に対し、その応用的な動作能力又は社会的適応能力の回復等を 図るため、様々な作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行う専門職。

◆施設入所支援

障害者自立支援法で定められたサービスの一つで,施設に入所する人に,夜間や休日に入浴,排せつ,食事等の介護等の支援を行う。

◆児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように,子どもたちを見守り,子育ての不安や 妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

◆自閉症

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、対人関係の障害、 コミュニケーションの障害、パターン化した興味や活動 – の三つの特徴をもち、生後間もなく から明らかになる。

◆社会的行動障害

行動や感情を場面や状況にあわせて、適切にコントロールすることができなくなった状態。

◆社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格であり、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う専門的知識と技術を持つ人のこと。

◆就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に,一定期間,就労に必要な知識及び能力の向上のために 必要な訓練を行うもの。

◆就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

◆障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日がある病気や怪我が原因で障害者になったときに支給される年金。障害の程度により1級と2級がある。



◆障害者雇用支援月間(9月)

事業主のみならず,広く国民に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに,障害のある人の職業的自立を支援するため、様々な啓発活動が展開される。

◆障害者週間 (12月3日から12月9日まで)

国民の間に広く障害のある人の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられ、様々な啓発活動が実施されている。

◆障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害のある人、あるいは在職中の障害のある人が抱える課題に応じて、 雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面 及び生活面の一体的な支援を行う。

◆小規模作業所

一般の企業等で働くことの困難な障害のある人の働く場や活動の場として,障害のある人,親,ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として,地域の中で生まれ運営されているもの。

◆小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患の治療の確立と普及を図るとともに、治療が長期間にわたり医療費の負担 も高額となることから、患者家庭の医療費負担を軽減するため、その医療費の自己負担分の一 部を公費で助成する制度。

◆職親

知的障害や精神障害のある人に対して理解が深く、仕事の場を提供し、社会適応訓練を通じて社会復帰の促進を図ることに協力している民間事業者のこと。

◆ショートステイ → 短期入所

◆自立訓練

障害者自立支援法で定められたサービスの一つで、自立した日常生活又は社会生活ができるよう.一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うもの。

◆身体障害者相談員

身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、身体に障害のある人の相談に応じ、身体に障害のある人の更生のために必要な援助を行う。





◆ストーマ

手術によって便や尿を排せつするために腹壁に造設された排せつ孔のことをいい、消化管ストーマと尿路ストーマがある。

◆生活介護

障害者自立支援法で定められたサービスの一つで、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の支援を行う。

◆精神保健福祉士

精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神科病院等に入院中又は社会復帰のための施設を利用している精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導その他必要な援助を行う人のこと。

◆遷延性意識障害

重症頭部外傷や脳血管障害,低酸素脳症によって意識障害を来し,急性期のいかなる治療を もってしても3か月以上意識障害から脱却し得ない状態。

◆全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が競技を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深めることを目的として開催される国内最大級の障害者スポーツの祭典。「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され、平成13年に本県において第1回大会が開催された。

◆相談支援従事者

市町村や相談支援事業所等で相談者の主体性・権利・尊厳を尊重し、公平・中立的立場で相談者の自立した地域生活を維持・継続していくために相談・助言を行う。

◆ソーシャルスキルトレーニング

社会の中で自立し主体的であるとともに、他人との協調を保って生きるために必要とされる 生活上の能力を身につけるための訓練。

◆措置入院

医療及び保護のため、入院させなければ自傷他害のおそれのあると認められた精神障害のある人に対して、法律の規定により、知事の権限で強制的に入院させるもの。

◆短期入所

障害者自立支援法で定められたサービスの一つで, 自宅で介護する人が病気の場合などに, 短期間, 夜間も含め施設で, 入浴, 排せつ, 食事の介護等の支援を行う。



◆地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

◆地域自立支援協議会

障害のある人等、障害のある子どもの保護者又は介護者と市町村、サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。

◆知的障害者相談員

知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、知的障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

◆注意欠陥多動性障害

注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。この三つの症状は通常7歳以前に現れる。

◆注意障害

周囲からの刺激に対し、必要なものに意識を向けたり、重要なものに意識を集中させたりすることが、上手くできなくなった状態。

◆特定疾患

原因が不明で、治療方法が未確立な疾病のうち、難治性で、医療の確立等を図るための治療 研究及び患者の医療費の負担軽減の対象として厚生労働省が定めたもの。

◆特別児童扶養手当

20歳未満で身体等に障害を有する児童を家庭で監護,養育している父母等に支給される手当。

◆特別障害者手当

身体等に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当。

◆内部障害

身体障害のうち心臓,腎臓,呼吸器,ぼうこう,直腸,小腸,免疫及び肝臓の機能障害の総称。

◆ニーズアセスメント

利用者の心身の状況や家族状況、住環境などの情報を主に聞き取りによって収集し、得られた情報に分析を加えた上で、生活ニーズを把握するという一連の過程。





◆日常生活用具

在宅の重度障害者等の日常生活の利便を図るため給付・貸与されるもので、特殊寝台、浴槽、 重度障害者用意思伝達装置などがある。

◆ノーマライゼーション

障害のある人もない人も, 共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通 (ノーマル) の社会であるという考え方。

◆バリアフリー

障害のある人や高齢者が生活をする上で妨げとなっているもの(バリア)を取り除いて、住 みやすい生活環境をつくることをいい、段差等の物理的障壁のほか、社会的・制度的・心理的 障壁の除去をいう。

◆福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が、身体障害のある人や要介護認定を受けた人等を対象に、乗車定員11人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのこと。

◆ホームヘルプサービス → 居宅介護

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている障害のある人の雇用割合のこと。

民間企業 1.8%

特殊法人 2.1%

国, 地方公共団体 2.1% 都道府県等教育委員会 2.0%

◆補助犬

身体障害者補助犬。盲導犬・介助犬・聴導犬の三種の犬のこと。

◆宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画

県内の就労継続支援B型事業所等で働く障害のある人の工賃水準を倍以上に引き上げるため、平成20年3月に策定された計画。平成23年度の目標平均工賃を月額27,000円に設定している。(35ページ参照。)

◆宮城県障害者施策推進基礎調査

県内に居住する身体障害のある人,知的障害のある人,精神障害のある人等の日常生活,就 労,社会参加などの状況や要望を把握するために,平成21年度に実施した調査。

◆民生委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福



祉の増進に努める。

◆ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように デザインすること。

◆要約筆記

聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。

◆理学療法士 (Physical therapist: PT)

身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復等を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行う専門職。

◆レスパイト

「休息・息抜き」の意。このプランにおいては、障害のある人を介護・療育する家族等にその 負担軽減のために、一時的な休息等を提供するためのサービスのこと。

◆ALS (Amyotrophic Lateral Sclerosis)

筋萎縮性側索硬化症のこと。ALSは、脊髄、脳幹の運動ニューロンの変性により、全身の筋肉が萎縮する原因不明の疾患で、神経難病の中でも最も症状が重篤で予後が不良な疾患の一つ。厚生労働省で指定する特定疾患治療研究事業等の対象となっている。



みやぎ障害者プラン

印刷・発行:平成23年3月

発 行 者:宮 城 県

※表紙に使用したポスターは、障害のある人に対する理解促進を図るために毎年実施している「障害者週間のポスター」の募集で、平成22年度に全国佳作、宮城県最優秀に選ばれた佐藤 陸さん(大崎市立松山中学校2年)の作品です。

